

肝付町地球にやさしい環境・エネルギー政策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(補助金の交付対象設備等)</p> <p>第2条 補助の対象となる設備等(以下「補助対象設備」という。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅用太陽光発電設備(以下「太陽光発電システム」という。)であって、太陽電池モジュールの最大出力の合計値(単位はキロワットとし、小数点以下第3位を四捨五入して得られた値)とパワーコンディショナーで出力する値のいずれか小さい方の値が10キロワット未満の未使用の発電設備で、電力会社と電力受給契約を締結するもの。ただし、ZEH国補助金に該当する住宅に設置する太陽光発電設備は除く。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 住宅用蓄電システム(以下「蓄電システム」という。)であって、国が実施する補助事業の対象機器として、<u>一般社団法人環境共創イニシアチブにパッケージ型番が登録されているものであること。</u></p>	<p>(補助金の交付対象設備等)</p> <p>第2条 補助の対象となる設備等(以下「補助対象設備」という。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅用太陽光発電設備(以下「太陽光発電」という。)であって、太陽電池モジュールの最大出力の合計値(単位はキロワットとし、小数点以下第3位を四捨五入して得られた値)とパワーコンディショナーで出力する値のいずれか小さい方の値が10キロワット未満の未使用の発電設備で、電力会社と電力受給契約を締結するもの。ただし、ZEH国補助金に該当する住宅に設置する太陽光発電設備は除く。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 住宅用蓄電システム(以下「蓄電システム」という。)であって、国が実施する「<u>災害時に活用可能な住宅用蓄電システム導入促進事業費補助金</u>」(以下「蓄電システム国補助金」という。)に係る補助事業者として採択された事業者(以下「蓄電システム国採択事業者」という。)が実施する当該補助事業の対象となっているもの。</p>
<p>(補助金の交付対象者)</p> <p>第3条 ZEHに係る補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ZEH国採択事業者が実施する補助事業に応募し、ZEH国採択事業者からZEH国補助金の交付の確定通知書(以下「ZEH国補助金確定通知書」という。)又は交付決定通知書を受理していること。</p>	<p>(補助金の交付対象者)</p> <p>第3条 ZEHに係る補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ZEH国採択事業者が実施する補助事業に応募し、ZEH国採択事業者からZEH国補助金の交付の確定通知書(以下「ZEH国補助金確定通知書」という。)を受理していること。</p>

(3)・(4)(略)

2～4 (略)

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、各号に掲げる補助対象設備等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、予算の範囲内で交付するものとする。

(1) ZEH ZEH国補助金の額のうち、ZEHに係る補助金交付額の2分の1の額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とし、限度額を35万円とする。)とする。し、ZEH取得者がマイナンバーカード取得者もしくは申請者である場合は、これに1万3千円を加えた額を交付する。

(2) (略)

(3) 蓄電システム 住宅1棟につき蓄電池1基を限度に8万円を交付する。

(4) 燃料電池システム 住宅1棟につき燃料電池1基を限度に8万円を交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 ZEHに係る補助金の交付を受けようとする者は、ZEH国採択事業者からZEH国補助金確定通知書又は交付決定通知書を受領した日から起算して6月以内に、地球にやさしい環境・エネルギー政策事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)、及び添付資料確認書(様式第2号。以下「確認書」という。))に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) ZEHの状況(住宅全景、太陽光発電設備及びエコキュート等の設置状況)が分かるカラー写真

(3)・(4)(略)

2～4 (略)

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、各号に掲げる補助対象設備等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、予算の範囲内で交付するものとする。

(1) ZEH ZEH国補助金の額のうち、ZEHに係る補助金交付額の2分の1の額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とし、限度額を35万円とする。)とし、ZEH取得者がマイナンバーカード取得者もしくは申請者である場合は、これに1万3千円を加えた額を交付する。

(2) (略)

(3) 住宅用リチウムイオン蓄電池 住宅1棟につき蓄電池1基を限度に8万円を交付する。

(4) 住宅用燃料電池システム 住宅1棟につき燃料電池1基を限度に8万円を交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 ZEHに係る補助金の交付を受けようとする者は、ZEH国採択事業者からZEH国補助金確定通知書を受領した日から起算して60日以内に、地球にやさしい環境・エネルギー政策事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)、及び添付資料確認書(様式第2号。以下「確認書」という。))に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) ZEHの状況(全景)が分かるカラー写真

<p>(3) ZEH国採択事業者に提出した実績報告書一式の写し及びZEH国補助金確定通知書又は交付決定通知書の写し</p> <p>(4) <u>BELS評価書の写し。ただしZEH又はZEH水準の住宅であることを評価書にて確認できること。</u></p> <p>(5) ZEHに係る領収書の写し</p> <p>(6) 住民票の写し</p> <p>(7) 町税等の滞納がない旨の証明書</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類</p>	<p>(3) ZEH国採択事業者に提出した実績報告書一式の写し及びZEH国補助金確定通知書の写し</p> <p>(4) ZEHに係る領収書の写し</p> <p>(5) 住民票の写し</p> <p>(6) 町税等の滞納がない旨の証明書</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類</p>
<p>2 太陽光発電システムの導入に係る補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の完了(電力会社との受給開始)後、<u>6月</u>以内に、申請書及び確認書に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電力会社との、再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約が分かる書類の写し</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>2 太陽光発電システムの導入に係る補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の完了(電力会社との受給開始)後、<u>60日</u>以内に、申請書及び確認書に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電力会社との<u>電力受給契約書の写し</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p>
<p>3 <u>燃料電池システムの導入</u>に係る補助金の交付を受けようとする者は、燃料電池国採択事業者から燃料電池国補助金確定通知書を受領した日から起算して<u>6月</u>以内に、申請書及び確認書に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>3 <u>住宅用燃料電池システムの導入</u>に係る補助金の交付を受けようとする者は、燃料電池国採択事業者から燃料電池国補助金確定通知書を受領した日から起算して<u>60日</u>以内に、申請書及び確認書に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>
<p>4 蓄電システムの導入に係る補助金の交付を受けようとする者は、蓄電池設置工事が完了した日若しくは蓄電池付き住宅の引渡しを受けた日から起算して<u>6月</u>以内に、申請書及び確認書に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>国が実施する補助事業の対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにパッケージ型番が登録されていることが確認できる書類</u></p>	<p>4 蓄電システムの導入に係る補助金の交付を受けようとする者は、蓄電池設置工事が完了した日若しくは蓄電池付き住宅の引渡しを受けた日から起算して<u>60日</u>以内に、申請書及び確認書に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>蓄電システムの概要がわかる書類</u></p>

(2)～(4) (略)

(5) 電力会社との、自家用発電設備の系統連携に関する契約が分かる書類
の写し

(6) 住民票の写し

(7) 町税等の滞納がない旨の証明書

(8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(2)～(4) (略)

(5) 住民票の写し

(6) 町税等の滞納がない旨の証明書

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類